

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
第8期（平成25年度）第3回定例理事会議事録

- 1 日時：平成25年10月19日（土） 19：35～20：43
- 2 場所：二日市東小学童保育所
- 3 出席者理事 20名
欠席者理事 3名（萩尾美由紀理事 永田恵子理事 木村 恵理事）

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 審議事項
 - ①臨時総会の招集請求について … 資料番号1
 - ②指導員就業規則、事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則及び職員給与規程の制定について … 資料番号2
4. 報告事項
 - ①9/21（土）正規指導員任用・非正規指導員採用試験および専務理事採用試験実施
 - ②9/28（土）平成25年度第1回代表者会議開催
 - ③10/17（木）子育て支援課との定例会
 - ④10/19（土）中間監査実施
 - ⑤リーフレット作成
5. 連絡事項
 - ・保護者会運営費繰越金の取扱いについて
 - ・「すべての子どもの権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現を求める請願」署名協力について

基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

理事長挨拶

（横田理事長）より、『9月末をもって常勤専務理事が退任したため、後任の専務理事選定が必要であること、また、先の通常総会議決事項の定款変更に関する所管庁である福岡県への認証申請が未済であり、かつ、指導があった。加えて、今年度も追加の定款変更が理事会で既に決定しており、手続き上早めの対応が必要であることから、臨時総会の招集請求を提案するものである。審議のほど宜しく願います。』

旨の簡単な説明と挨拶がなされた。

議事に先立ち、定款第38条の規定により理事長が高木副理事長を議長指名し、高木副理事長が受諾した。

議長より発言する際の注意事項と本理事会は理事23名中、出席理事20名で定足数を満たしており、定款第39条の規定により有効に成立する旨の報告がなされた。

議題1 審議事項

①臨時総会の招集請求について

(議長) より、執行部に対して、「臨時総会の招集請求」について説明が求められた。

執行部より、資料番号1および1-1をもとに説明がなされた。要旨は次のとおり。

(臨時総会の招集請求)

(横田理事長) より、『臨時総会の招集請求の理由は挨拶でも説明したが、次の2点である。①先の総会にて、本職を持つ保護者経営である当法人において常勤専務理事が運営の要をなすため、山下専務理事を選任したところであるが、8月末に本人から辞意の申し出があり、9月末日で辞任。執行部はその職責の重要性に鑑み、次年の通常総会を待たず、可及的速やかな後任の選出が重要であると判断し、人事管理委員会に諮問したところ、妥当であるという答申を受けた。よって、ここに招集請求を提案するものである。②先の総会で承認された定款変更の登記及び福岡県の認証等の手続きについての錯誤及び文章・施行日等について修正の指導があったことから再度、定款改正について決議する必要がある。また、今年度も追加の定款変更が理事会で既に決定しており、手続き上早めの対応が必要であることから、併せて招集請求を提案するものである。』旨包括的説明がなされた。

(第1号議案 専務理事辞任に係る理事承認の件)

引き続き第1号議案について横田理事長から下記追加説明がなされた。

先の人事委員会答申を受け、9月21日に公募による専務理事候補者採用試験を実施した。後任の理事の任期は、定款第17条第3号の規定により、前任者の残任期となる。候補者は筑紫東学童の現役保護者であり、前年度の理事でもあるため、学童および法人組織に関する理解度も高い。また、保育士資格・経験もあり、指導員の先生方とも協力して今後の学童保育について尽力いただけると思う。

(第2号議案 定款改正及び定款改正に伴う福岡県の認証申請の件)

次に第2号議案について田上副理事長より下記説明がなされた。

第7期通常総会において決議した定款変更(第23条「顧問の設置」を除く)については、特定非営利活動促進法第25条第3項に基づき、所管庁である福岡県の認証を受けなければならない。先ほど理事長から説明があったとおり、認証に関する福岡県との協議において文章、施行日等について修正の指導があったことから再度、定款改正について決議するものである。定款その他の申請書類に関する原案

の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任とさせていただきたい。

(第3号議案 定款改正の件)

次に第3号議案について田上副理事長より下記説明がなされた。

前期に、法人改革に伴う定款改正と関連規定改正を行ったところであるが、事務局職員任免の手続きについても理事会の議決が必要という規定のままになっていることから、迅速で業務に支障がでない人事配置の確保を担保できていない。本件についても、所管庁認証等における申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任とさせていただきたい。

(議長) より、説明を受けての質問や意見はないか確認がなされたが特に意見はなく、議決権行使書含む賛成22名、欠席1名で、理事会からの臨時総会の招集請求を行い、平成25年11月16日(土)に第8期第1回臨時総会を開催することに決定した。併せて、臨時総会の議題についても執行部提案のとおり承認され、上程することを決定した。

議題2 審議事項

①指導員就業規則、事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則及び職員給与規程の制定について

(議長) より、執行部に対して「指導員就業規則、事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則(案)及び職員給与規程(案)の制定」について説明が求められた。

(田上副理事長) より資料番号2および2-1~2-6をもとに説明がなされた。前回の理事会決議を受け、人事管理委員会に諮問したところ、「平成25年9月12日に理事会から諮問された「指導員就業規則、事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則(案)及び職員給与規程(案)」については、職員の待遇改善に関する制定、改定であり、労働基準法に基づいた妥当なものである。ただし、原案については、文言・表記の混在がみられるので統一を図ること。」とする答申がなされた。表記の混在とは「深夜勤務手当」と「夜間勤務手当」のことであり、「深夜勤務手当」と表記統一して提案(資料2-4)している。また、事務局員については雇用形態により事務局員就業規則又は期間契約事務局員就業規則が適用されるため、指導員就業規則の一部改正を提案する旨の説明がなされた。

(議長) より、説明を受けての質問や意見はないか確認がなされたが特に意見はなく、議決権行使書含む賛成22名、欠席1名で「指導員就業規則、事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則及び職員給与規程を制定することに決定した。

議題3 報告事項・連絡事項

(執行部)より平成25年10月1日付けで正規指導員1名任用・非正規指導員1名採用、10月15日付けで非正規指導員1名採用。専務理事候補者内定の件、平成25年度第1回代表者会議開催報告と議事録配布、各学童の保護者役員会等での報告周知の徹底を依頼する件、子育て支援課との定例会において、移動市長室の懇談内容に関連して二日市北学童の増設要望書を進達した旨の報告、平成25年10月19日に第8期中間監査が行われ、事業実施状況の確認がなされ、また、平成25年9月30日現在の関係証憑等綴りが会計帳簿と一致したことにより、事業内容及び会計業務執行が適正であると確認された件、広報委員会および指導員会広報委員との協議によりリーフレットが完成し、就学時健康診断時に配布した件、以上5点の報告がなされた。

引続き、連絡事項が2点伝えられた。1点目は、保護者会運営費繰越金取り扱いについて税理士より指摘があったため、9月の主任者会議・先の代表者会議でも伝え済みであるが、保護者会運営費繰越金については、本来、法人化の際に整理すべき性質のものであり、現在、法人会計と別会計が存在するため好ましくない状況となっている。よって、今年度末を持って、各学童保護者会運営費余剰金は全額法人会計に返納とする。また、法人余剰金の使途については支援課との協議においても、市財政部署と絡みもあり、いっそうの子どもへの還元を図るように促されており、執行部としては今年度「保育の質の向上」「指導員の確保」を図るため、もう一段の職員の待遇改善に充てたいと考えている。具体的には非正規指導員の時給引き上げと、それに伴う正規指導員のベースアップである旨の説明があった。

(原田 岡理事)より、『余剰金の使途について理解はするが、消費税の増税等、社会情勢への対応についてどのように考えているか。また、保育料の減額も検討できないか。』旨の質問がなされた。

(横田理事長)より、『消費税増税に伴い、法人支出に関しても余波を受けられると思われるが、余剰金もあることから、当面保育料の値上げはしないですむと考えている。いずれにしても法改正も含めて財政のシミュレーションが必要となる。保育料は安いに越したことはなく、減額を言われる気持ちは理解できるが安定的な運営においては、収入は現状維持したい。また、職員の待遇改善に係る余剰金削減と財政収支の均衡、運転資金の算定については支援課とも今後十分協議していく予定である。』旨の回答および補足説明がなされた。

(執行部)より、2点目「すべての子どもの権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現を求める請願」について署名協力依頼がなされた。協力依頼の対象については、各学童の保護者会に一任する。内容に賛同いただける方の署名をいただきたい。期日は11月15日(金)の主任者会議までとする。なお、用紙については複写されて構わないが、署名であるので、「同上」の表記は避けて頂きたい、また、福岡県保育団体連絡会が取扱い団体であるので、住所は「筑紫野市」からの記入で構わない。

(執行部) より、次回理事会は11月16日(土)開催の臨時総会中の休憩に開催する、臨時理事会となるため、留意していただきたい旨の確認がなされ、散会した。

20時43分終了